

# 新潟市住民記録窓口等設置用卓上カレンダー提供事業に関する覚書（案）

（本書の目的）

第1条 新潟市（以下、「甲」という。）と（以下、「乙」という。）は、甲が募集し乙を事業者として選定した「新潟市住民記録窓口等設置用卓上カレンダー提供事業」（以下、「本事業」という。）における、甲乙が合意した基本事項について、覚書を締結する。

（事業の内容）

第2条 乙は、甲が示す本事業の募集要領、及び乙が提案した事業内容に基づき、新潟市各区役所・出張所・連絡所の住民基本台帳業務及び戸籍業務窓口（以下、「対象窓口」という。）に設置する卓上カレンダーを、甲に無償で提供する。

（甲の責務）

第3条 甲は、乙が提供した卓上カレンダーを優先的に対象窓口へ設置する。

（乙の責務）

第4条 乙は、令和2年から令和3年までの各年の卓上カレンダーを、甲が指定する部数を指定場所に納入する。納入は、毎年12月20日（土曜日、日曜日、祝日の場合は、翌開庁日）を期限とする。

2 乙は、甲の意見を踏まえたうえで、卓上カレンダーの掲載内容を検討し決定する。乙は、甲の求めがあった場合又は乙が必要と認めた場合は、甲乙協議の場を設ける。

（甲乙共通の責務）

第5条 甲乙は、本事業の実施にあたり双方の組織、ブランド、製品、ロゴ、その他社会的信用を棄損する行為をしてはならない。

（甲が許可する事項）

第6条 甲は、次の各号に示す事項を乙に許可する。

- （1）卓上カレンダーにて乙の企業名、ブランド名、製品名、ロゴ等を掲出すること。
- （2）卓上カレンダーの機能が損なわれない範囲で、卓上カレンダーにて乙の企業名、ブランド、製品等を宣伝すること。
- （3）乙が本事業の受任者であることを広く公開し、宣伝すること。
- （4）既製品の卓上カレンダーを納入する場合は、乙が卓上カレンダーを配布又は市販すること。
- （5）本事業のために卓上カレンダーを新規作成する場合は、甲から別途了承を得たうえで、乙が卓上カレンダーを配布又は市販すること。

2 乙が前項第2号に示す宣伝をしようとする場合は、甲は事前に「新潟市広告掲載要綱」第3

条第1項、「新潟市広告掲載基準」第5条第1項及び第2項の規定に準じ宣伝内容を審査し、掲載可否を判断する。

(甲の解除権)

第7条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、本事業を終了することができる。

- (1) 本事業の履行について、不正があった場合。
- (2) 第4条第1項に規定する事項を履行しない場合又は履行の見込みがないと認められる場合。
- (3) 正当な事由なく乙が本事業の履行に着手しない場合。
- (4) 乙が故意又は重大な過失により甲に損害を与えた場合。
- (5) 役員等（乙が個人である場合はその者を、乙が法人である場合はその役員又はその支店若しくは覚書を締結する事務所の代表者をいう。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下、「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団（以下、「暴力団」という。）若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者であると認められる場合。
- (6) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる場合。
- (7) 役員等が、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められる場合。
- (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められる場合。
- (9) 乙が本事業に関して第5号から第8号までのいずれかに該当する者を、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）であって、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかった場合。
- (10) 前各号に掲げる場合のほか、本合意事項に違反し、その違反により本事業の目的を達することができないと認められる場合。

2 甲は、前項の規定によるほか、乙の業務不履行が催告後1か月を過ぎても是正されないときは、本事業を終了することができる。

(乙の解除権)

第8条 乙は、甲の責めに帰すべき事由又は災害その他のやむを得ない事由により本事業の履行をすることができなくなったときは、本事業の中止を書面により申し出ることができる。

2 甲は、前項の規定による申出があったときは、甲乙協議の上、本事業を終了することができる。

(疑義等の決定)

第9条 本覚書について疑義が生じたとき又は本覚書及び甲が示す本事業の募集要領に定めのない事項については、甲乙協議の上決定する。

本合意事項を証するため本書2通を作成し、甲乙両者が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和元年 月 日

甲 新潟市中央区学校町通1番町602番地1  
新 潟 市  
代表者 新潟市長 中 原 八 一

乙